

第73回定時株主総会招集ご通知 (交付書面省略事項)

第73期 (2026年3月期)
(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

- ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所および工場」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ・監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」

岩塚製菓株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、味しらべ、田舎のおかき、THEひとつまみ、大袖振豆もち、ふわっと、きなこ餅、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、鬼ひび、岩塚のおこさませんべい、がんばれ野菜家族
子会社・関連会社	贈答用米菓の販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、食料品の輸入等を行っております。

主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、BEIKA Lab（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都文京区）、CVS支店（東京都文京区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（神奈川県横浜市）、中部支店（愛知県名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県大野城市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県2店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県1店舗）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県3店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都文京区）

(注) IWATSUKA USA Inc. は、現在営業活動を休止しております。

使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
844 (45) 名	23 (△4) 名

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは米菓事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
781 (21) 名	21 (△1) 名	43.7歳	16.9年

(注) 使用人数は従業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社第四北越銀行	4百万円

会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,300万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,300万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、

担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

ニ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ホ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備のうえ、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応できるよう、法令等遵守体制の整備を図っております。

法令遵守について、非通例取引、反社対応やインサイダー取引管理等の規定化、監督者研修やメディアトレーニング等による社員教育、公益通報者保護法に対応した外部を含む複数の内部通報窓口の設置などの、体制整備に努めております。昨年度、「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定し、今年度には「カスタマーハラスメント対応マニュアル」を作成し対応を図っております。懲戒事案については、取締役会において審議しており、事前協議の場としてコンプライアンス・リスク管理委員会を活用することを規定化、公平公正な運用に努めております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査、コンプライアンス対応について重点監査項目の一つとしており、監査結果および留意すべき事項について社長、取締役会、監査等委員会に報告しております。また、必要に応じ特定事項の調査・検証を行っているほか、内部監査室長が取締役にオブザーバー出席し情報を共有することで、モニタリング体制の強化を図っております。

なお、取締役が関与すべき事案については、取締役会および役員会において審議し検討しておりますが、取締役会においては、監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程等を整備のうえ適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティについて、適時に対応ソフトを更新し、バックアップの強化等を図っており、サイバー攻撃やウィルス感染に対し繰り返し注意喚起、ログインパスワードの厳格化を進めるなど、グループ全体での内部統制強化と周知徹底に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては、内部情報および内部者取引管理規程によりFDルールに則った適時適切な開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。近年、日本企業においてランサムウェアで深刻な被害が後を絶たないことから、従来の規定等では不十分となり、昨年12月に包括的な情報セキュリティポリシーを策定し情報セキュリティ体制の構築に努めております。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、リスク管理だけでなく業務の効率化にもつながる重要な管理手法であり、全社的リスクマネジメント規程を整備のうえ運用強化を図っております。経営企画室において、毎年、影響度と発生可能性をベースにリスクを識別・評価し、リスク対応の優先順位付けを行い取締役会に報告するとともに、有価証券報告書の事業のリスクの記載内容を更新しております。リスクの顕在化に対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応する体制としております。また、食品メーカーとして、衛生管理の維持・強化のほか、重大苦情・事故対応マニュアルの整備、監視カメラによるフードディフェンス面の強化など、食品製造におけるリスクを徹底して軽減し、安全・安心な商品の提供に努めております。

なお、BCPについては、地震、水害、感染症、火災と順次対象を拡大し改訂を図っており、サイバー攻撃編を制定し自然災害以外の脅威にも備えております。特に、火災避難については点検・訓練を消防当局とともに重点的に行っているほか、定期的にAED取扱講習を実施することとしております。また、後継計画については、コーポレートガバナンス・コードへの対応の中で方針等を整備しております。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本方針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。

業務執行は、職務分掌に応じた決裁権限に基づき行っており、執行役員への権限委譲や常勤取締役が執行役員を加えた役員会における意思決定を進めております。併せて、役員会メンバーでの週次ミーティングによる経営事案の共有化が定着、予実管理など実効を上げております。効率性の点では、稟議決裁・取締役会資料をはじめペーパーレス化を進めているほか、自動化・省力化設備投資や生産の改善活動などにより、人員の逼迫が抑えられ、生産性向上に繋がってきております。また、昨年度、今後のDX経営推進のためDX推進室を新設し、全社でのDX推進に努めております。

また、経営戦略、資源配分等に関連して、「サステナビリティ基本方針」「人事基本方針」を制定しており、サステナビリティ情報（環境、人的資本）を有価証券報告書および当社HPにおいて開示しております。今後、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室の活動を通じて、実務的な実効性を高めていく必要があると考えております。

なお、代表取締役と監査等委員全員で構成する指名報酬諮問委員会を設けており、取締役・執行役員・子会社社長の選任・報酬について審議しており、特に業務執行取締役に対しては客観的な意見を付して取締役会に答申しております。また、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映し改善する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しております。内部統制については、内部統制規程と財務報告に係る内部統制規程とに分けて規定化し、適時に改訂するなど、グループ全体での運用強化を図っております。

また、子会社取締役会は当社の常勤取締役に加え内部監査室長および所管本部から経営管理部長がオブザーバー出席のうえ月次で開催、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直し等を決定しております。長岡工場において子会社向け生産を集約し効率化を図るなど、グループ会社一体での持続的成長を目指しております。

なお、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員の往査も行われております。経営会議には子会社社長も出席しており、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が主に実務を担っておりますが、ガバナンス関連の委員会などは極力オブザーバー参加し、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られており、取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

内部通報システムにおいては、監査等委員会を内部窓口の一つとして情報が適時に報告される体制を整備しており、内部通報に関する協定書を労働組合と締結のうえ、子会社役職員を含め通達により繰り返し周知しております。

また、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

なお、監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは期中レビュー結果報告時などKAMの協議を含め定期的に意見交換しており、内部監査室を交えた三様監査形態による情報共有も定着しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならぬと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、この方針を持続的なものにするため、現在の中期経営計画『米（マイ）ミライ～私たちはお米の未来を創ります～』（第73期～第75期）を策定しております。本中期経営計画においては、事業戦略として、①企業成長（売上拡大、新規市場開拓、海外展開など、事業規模を拡大し、企業価値を高めることを目指す。）および②効率化（生産設備の自動化など、業務効率化を図り、コスト削減と収益性の向上を実現させる。）、経営戦略として、①社会貢献（環境問題

や社会問題に対して積極的に取り組み、企業としての社会的責任を果たす。) 、
②イノベーション (DX推進を通じて、社内基盤を整え、競争力を強化する。) および③人財育成 (自社の強みを生かせる人材を育成し、企業の持続的な成長を支える基盤を築く。) を掲げております。これら2つの戦略を全体方針として、グループ社員一人ひとりの熱量と活躍、ステークホルダーの皆さまの志への共感を原動力とし、お米の未来と可能性をイノベーションで創出し、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

本中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1) で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針 (買収防衛策) 」 (以下「本対応方針」という) を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者 (以下「大規模買付者」といいます) に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外取締役（監査等委員）1名および社外の有識者2名により構成されております。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第72回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2028年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外取締役（監査等委員）1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	26,031,047	△3,138,364	26,386,683
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△313,354		△313,354
親会社株主に帰属する当期純利益			2,032,337		2,032,337
自己株式の取得				△431,609	△431,609
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,718,983	△431,609	1,287,373
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	27,750,030	△3,569,973	27,674,056

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	41,454,439	111,044	41,565,484	67,952,167
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△313,354
親会社株主に帰属する当期純利益				2,032,337
自己株式の取得				△431,609
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	564,743	47,850	612,594	612,594
当連結会計年度変動額合計	564,743	47,850	612,594	1,899,967
当連結会計年度末残高	42,019,183	158,894	42,178,078	69,852,135

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社瑞花
株式会社新潟味のれん本舗
里山元気ファーム株式会社
株式会社田辺菓子舗

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 IWATSUKA USA Inc.
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社または関連会社数 1社
- ・ 関連会社の名称 旺旺・ジャパン株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 IWATSUKA USA Inc.
- ・ 持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して翌連結会計年度に支給する賞与のうち、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

当社は役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく取締役への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④収益および費用の計上基準

当社グループの主な事業は菓子の製造および販売であります。製品または商品の販売については製品等の引き渡し時点において顧客にて検収され、当該製品等に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品等を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、当社および連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 67,393千円

繰延税金負債 16,890,459千円

※繰延税金負債と相殺した繰延税金資産 594,928千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは将来の利益計画に基づき課税所得を見積り、回収可能性が高い将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しております。当該見積りは、将来獲得し得る課税所得の時期およびその金額を見積り算定しております。そのため、課税所得が生じる時期および金額は、将来の事象の仮定または予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合、繰延税金資産の減額が生じることとなり税金費用が計上される可能性があります。

3. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の役員報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて会計処理を行っております。

①取引の概要

当社は役員に対し、役位および会社の業績に応じて一定のポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式および金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

②信託に残存する自社の株式

役員株式給付信託(BBT)の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行が当社株式40,800株を保有しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は71,002千円、株式数は40,800株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	1,021,694千円
土地	309,070千円
計	1,330,764千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	4,400千円
---------------	---------

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は1,000,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,423,794千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	11,990,000	-	-	11,990,000

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	1,585,648	145,665	-	1,731,313

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式40,800株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加145,665株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加145,600株、単元未満株式の買取りによる増加65株であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	313,354千円	30.00円	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 1. 1株当たり配当額には、特別配当5円を含んでおります。

2. 「配当金の総額」には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式40,800株に対する配当金1,224千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	329,583千円	32.00円	2026年3月31日	2026年6月26日

(注)「配当金の総額」には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式40,800株に対する配当金1,305千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っておりますが、必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入により調達しております。

一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金および社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に基づき営業債権および長期貸付金について、各事業部門における担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握するとともに、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金繰計画を適時に作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額5,015,487千円)は「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「従業員に対する長期貸付金」「買掛金」「一年内返済予定の長期借入金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	時価差額
投資有価証券	59,532,019	59,532,019	—

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	59,532,019	-	-	59,532,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
菓子	28,284,880
その他	563,792
顧客との契約から生じる収益	28,848,672
外部顧客への売上高	28,848,672

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	5,974,210

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,809円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 197円62銭 |

(自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出)

- (注) 株主資本において計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- また、当連結会計年度における1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数は40,800株、当該自己株式の期中平均株式数は40,800株であります。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	22,182,000	2,770,798	25,054,236
当期変動額							
剰余金の配当						△313,354	△313,354
当期純利益						1,814,800	1,814,800
別途積立金の積立					2,450,000	△2,450,000	—
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	2,450,000	△948,554	1,501,445
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	24,632,000	1,822,244	26,555,681

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,138,364	25,409,872	41,454,439	41,454,439	66,864,312
当期変動額					
剰余金の配当		△313,354			△313,354
当期純利益		1,814,800			1,814,800
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△431,609	△431,609			△431,609
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			564,743	564,743	564,743
当期変動額合計	△431,609	1,069,836	564,743	564,743	1,634,579
当期末残高	△3,569,973	26,479,708	42,019,183	42,019,183	68,498,891

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③棚卸資産

- ・商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品のうち燃料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・貯蔵品のうち燃料以外のもの

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～47年

機械及び装置 2～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して翌事業年度に支給する賞与のうち、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の主な事業は菓子の製造および販売であります。製品または商品の販売については製品等の引き渡し時点において顧客にて検収され、当該製品等に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は製品等を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 16,817,863千円

※繰延税金負債と相殺した繰延税金資産 667,524千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来の利益計画に基づき課税所得を見積み、回収可能性が高い将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しております。当該見積りは、将来獲得し得る課税所得の時期およびその金額を見積み算定しております。そのため、課税所得が生じる時期および金額は、将来の事象の仮定または予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合、繰延税金資産の減額が生じることとなり税金費用が計上される可能性があります。

3. 追加情報

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の役員報酬と株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて会計処理を行っております。

①取引の概要

当社は役員に対し、役位および会社の業績に応じて一定のポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式および金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

②信託に残存する自社の株式

役員株式給付信託(BBT)の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行が当社株式40,800株を保有しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は71,002千円、株式数は40,800株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,021,694千円
土地	309,070千円
計	1,330,764千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	4,400千円
---------------	---------

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は1,000,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,294,002千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	97,468千円
② 短期金銭債務	308,552千円
③ 長期金銭債権	38,371千円

(4) 圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、下記の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

建物	69,480千円
構築物	6,400千円
機械及び装置	360,899千円
車輛運搬具	3,800千円
工具、器具及び備品	2,190千円
計	442,769千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	1,684,395千円
売上原価	3,141,342千円
販売費及び一般管理費	30,506千円
営業取引以外の取引（収入）	30,509千円

(2) 研究開発費 310,872千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,585,648	145,665	—	1,731,313

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式の株式数には「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式40,800株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加145,665株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加145,600株、単元未満株式の買取りによる増加65株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	22,289千円
賞与引当金	166,713千円
退職給付引当金	397,844千円
長期未払金	22,241千円
投資有価証券評価損	15,695千円
関係会社株式評価損	15,718千円
ゴルフ会員権評価損	19,108千円
投資有価証券移転関連費用	1,154,022千円
その他	<u>127,000千円</u>
繰延税金資産小計	1,940,635千円
評価性引当額	<u>△1,273,111千円</u>
繰延税金資産合計	667,524千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△17,485,387千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△17,485,387千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△16,817,863千円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社瑞花	100%	製品の売買・子会社の管理・役員の兼任	製品の販売 (注)1	376,486千円	売掛金	21,608千円
子会社	株式会社新潟味のれん本舗	100%	製品の売買・子会社の管理・役員の兼任	製品の販売 (注)1	1,078,754千円	売掛金	42,418千円
子会社	里山元気ファーム株式会社	100%	製品の売買・子会社の管理・役員の兼任	製品の販売 (注)1	221,199千円	売掛金	10,633千円
子会社	株式会社田辺菓子舗	100%	製品の売買・子会社の管理・役員の兼任	製品の購入 (注)1	12,220千円	買掛金	1,382千円
子会社	IWATSUKA USA Inc.	100%	資金の援助・役員の兼任	運転資金の貸付	-	関係会社長期貸付金(注)2	38,371千円
関連会社	旺旺・ジャパン株式会社	40%	商品の購入	輸入商品の購入 (注)1	3,132,800千円	買掛金	303,290千円

(注) 1. 取引価額は、市場の実勢価格を勘案し合理的に決定しております。

2. IWATSUKA USA Inc. の関係会社長期貸付金に対して38,371千円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度の貸倒引当金繰入額は2,486千円です。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 6,677円16銭

(2) 1株当たり当期純利益 176円47銭

(自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出)

(注) 株主資本において計上されている「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、当事業年度における1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数は40,800株、当該自己株式の期中平均株式数は40,800株であります。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい

る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上